

都議第1786号

宇治都市計画道路の変更(京都府決定)  
(城陽市域)

□ 計画概要

- 変更する道路 宇治都市計画道路 3・3・13号 城陽宇治線
- 〃 3・5・204号 東城陽線
- 追加する道路 〃 3・3・30号 国道307号インター連絡線

□ 変更理由

本都市計画道路の変更は、城陽市東部丘陵地域における新たなまちづくりを進めるにあたり、交通の円滑な移動を確保するためのものである。

□ 変更の内容

- ・ 3・3・13号 城陽宇治線  
一部区間を2車線から4車線に変更  
橋梁部の幅員10.5mを18.0mに変更等
- ・ 3・5・204号 東城陽線  
一部区間を2車線から4車線に変更  
代表幅員12.0mを24.0mに変更
- ・ 3・3・30号 国道307号インター連絡線  
(仮称)宇治田原ICから東部丘陵線(城陽市決定)までの間に4車線の道路を計画  
延長 約390m  
標準幅員 22m

□ 位置図



□ 各都市計画道の変更(追加)区間(京都府決定)

